

長野地区社会保障推進協議会ニュース

長野地区社保協は、社会保障についての相談窓口です。

社会保障制度の改善をめざして、労働組合、医療、福祉関連の諸団体、

市民団体、女性団体などが共同して運動をすすめる組織です。(活動地域：長野市、上水内郡)



長野市・新型コロナ対策関連情報

特別定額給付金 5/20～申請書発送

1人あたり10万円の給付金。受給権者は世帯主です(DV被害者の方は世帯主でなくても申請すれば受け取り可)。長野市は、5月20日頃から申請書を発送予定です。

長野市役所・庶務課 026-224-5002

納税の猶予制度について

新型コロナの影響で給与収入・事業収入等に減少があった個人および法人は、1年間の猶予を受けられる場合があります。市県民税、固定資産税、軽自動車税等すべての市税が対象。督促料や延滞金はかかりません。

長野市役所・収納課 026-224-7664

新型コロナ感染拡大のもと

国民健康保険も傷病手当金を支給

傷病手当金とは？

公的医療保険の加入者が工作中的の事故以外の理由で病気やケガの療養のために仕事を休んだ場合、所得保障を行う制度。最長1年6カ月間、仕事で得ていた報酬の平均日額の3分の2の現金を、休んだ日数分受け取れます。

国民健康保険も傷病手当金を支給

傷病手当金は、主に正規の労働者が加入する健康保険では国などの運営主体に支給が義務付けられています。健康保険に加入できない非正

規の労働者や自営業者等が加入する国保では、支給は保険者である自治体に任されており、支給している自治体はありませんでした。今般、新型コロナ対策として政府は、感染患者となった国保加入の労働者については支給を認め、財源は国が負担するとしました。それを受けて、国保条例を改正して支給を始める自治体が広がる中、長野市も臨時議会で条例改正しました。

今後の課題として

すべての自治体で支給を実施させ、さらに、支給対象を自営業者等にも広げさせる取り組みが課題です。共産党の倉林明子議員の質問(3月26日参院厚生労働委員会)に、政府は自治体の裁量で対象を広げることは可能だと答弁しました。自治体に対象拡大を促すためには、政府に財政支援の拡充を迫る必要があります。

(参考・5月4日しんぶん赤旗)

長野市各種保険料の減免・問合せ先

国民健康保険料

国民健康保険課 賦課担当 026-224-5025

介護保険料

介護保険課 賦課・収納担当 026-224-7991

後期高齢者医療保険料

高齢者活躍支援課 高齢者医療担当
026-224-8767

国民年金保険料

日本年金機構長野南年金事務所 026-227-1284
長野市役所・国民年金室 026-224-5026

長野地区社保協 新型コロナ国保料 減免と傷病手当金 長野市に要望書

新型コロナ感染症に係る国民健康保険料の減免と国民健康保険の傷病手当金支給について、長野地区社保協は、長野市に要望書を提出しました。長野市の回答を掲載します。

① 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」により、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う」とした国の財政支援制度を活用し、国民健康保険料の減免を早急に実施すること。

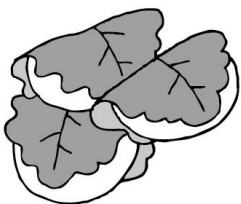
【長野市の回答】

- ・ 通常の災害減免は国民健康保険条例第28条に基づき基準を定め対応しているが、今回については国の財政支援通知を受け、国保条例第28条に基づく専用の減免基準を定めました。
- ・ 減免の実施については、プレスリリース及び市ホームページにより公表しました。

② ①の国民健康保険料の減免を実施することについて、全ての国民健康保険加入者にわかりやすいチラシを郵送する等の広報を行い、周知徹底すること。

【長野市の回答】

- ・ 減免等の国保としての対応事項をひとつにまとめた案内文を作成し、6月中旬発送の保険料納額通知書に合わせ、全被保険者に文書を送付する予定です。
- ・ 広報6月号特集ページへ記事掲載予定です。
- ・ 後期高齢、介護保険と調整し、減免申請の簡素化を図る予定です。



③ 国民健康保険の傷病手当金支給について「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給等について」により、支給費用は全額国が支援することを踏まえ、本制度に参入・実施するため、早急に条例改正を行うこと。6月議会を待たず、市長の専決処分により行うこと。

【長野市の回答】

- ・ 5月1日の臨時市議会へ「長野市国民健康保険条例の一部改正」について議案提出し議決されました。
- ・ 5月8日公布予定です。

④ ③に係わって「被用者」以外（自営業者等）の傷病手当金は、保険者が自主的に条例等を改定して行うことができるとされているため、全ての国民健康保険加入者を対象とすること。

【長野市の回答】

- ・ 被用者以外の自営業者等については、別の経済対策による支援が予定されていること。
- ・ 被用者以外に対象者を拡大した場合、国による財政支援はなく、全額保険者の負担となること（保険者が保険財政上余裕がある場合などに条例等を制定し行うことができるとしており、赤字補填のために一般会計から多額の法定外繰り入れを行っている本市においては、財政上余裕がある状況ではありません）

以上のことから、被用者を対象とするものです。なお、周知について、②と同様にHP、広報ながの6月号への掲載、6月中旬発送の保険料納額通知書への文書を同封し送付する予定としています。

- 国保料減免が実施されます。すでにホームページにて公表されています。全保険者への文書送付と、後期高齢および介護保険と調整されての、減免申請の簡素化について歓迎します。
- 国保の傷病手当金が実施されます。今後、被用者以外にも対象を拡大できるよう、国の財政支援の拡充を求めています。